

(五) 農民と宗教

神道と仏教とは日本古来の祭祀礼拝生活の双壁であつた。神社が日本占有の宗教を具象した存在として古来社会に及ぼした影響の大きかつたことはあらためて説く必要はあるまいその故をもつて、農民の純朴な赤誠は前述のように毎年初穂を神社に献じ、奉饒の感謝と祈願、ひいては村人の安泰を念じたものである。この初穂の慣習は氏神にのみ止まらず、国民一般の総社である伊勢大神宮にまで及ぶ例であつた。文化七年「永代日記帖」(佐々木高博氏蔵)によれば慶応三年(一八六七)十二月「金銀下落ニ付伊勢御初穂当年々己前銀三匁之処米壹升ニ相定米御初穂ニ以来願来リ候事」とあり、現物寄進に改め、これを続けてきたようである。明治初年に至つて金納に再改せられ、大麻代として奉納するようになり、当時戸長役場は各部落から拝受数を取まとめたものである。(註1) これには、次の書面に明記されているように暦代を含むものであつた即ち(熊野町役場蔵、社寺旧図書)

記

- 一、八錢 中萩中曆 拾 枚
- 一、四錢五厘 板麻並曆 拾 枚
- 一、貳錢五厘 劍先秋柱曆 拾五枚

明治十二年
十二月廿二日

橋 甚兵衛

戸長御役場

しかし、明治十五年四月に至つて曆配りは発禁になつた。(註2)

仏教安芸門徒は本願寺の合言葉である。「念仏成仏これ真宗、万行諸善これ假門、権実真仮をわかずして、自然の浄土を之ぞしらぬ」(和讃)という真哲にふれて、安芸の老若男女何れも随喜の涙にむせび、他方寺院の経営も「説教法座年七回開催、仏教婦人会例会、仏教女子青年会例会毎月開催、仏教少年会毎月三回開催、部落常会開催、青年常会開催」(昭和十七年三月西光寺事務報告、広島県知事宛)の各般活動に及び、その地盤は不拔のものがあつた。そして、月例の「小寄(おより)」の内、協力的、進歩的なものに対しては一種の感状を授与したものである。(註3)

註1 (熊野町役場蔵 社寺旧図書)

記

一金壹円九拾六錢五厘 大麻拝受御初穂金

内 訳

- 三拾貳錢 大進上 二ツ
- 四拾錢 中 稜 五ツ
- 貳拾七錢 稜 麻 六ツ
- 九拾七錢五厘 劍先 稜 三十九
- 拾九錢七厘 手数料
- 差引 壹円七拾六錢九厘

右上納候也

明治十三年二月

備使

隼田慶四郎團

熊野村戸長役場 御中

註2 文化七年、永代日記帖(佐々木高博氏蔵)午四月に「伊勢曆配り御発禁被仰出」とある。

註3 御印章(吳地久保地十四日講蔵)

今般於其地毎月寄合被相催法義相統之上より年々冥加之志被差上候事各兼而法義深厚神好之至ニ候依而此度寄合相統のため印章被成下候

末々迄退転なきように出精せらるへく候誠に当流安心の一途は何之や
うもなくもろ／＼の雑行雑修自力のこゝろを捨はなれ一心に阿彌陀如
来今度之一大事の後生たすけ給へと深くたのみ奉れば不可思議の願力
によつて一念の立所に光明撮取の大益を蒙り順次報土往生を遂しめ給
ふこと疑あるべからず此信決定の上には王法国法仁義五常の道を守り
存命之間は羨敷法義無油断相統せられ仏恩報謝之称名被相唱可被遂今

度之報土往生之素懷肝要之事ニ候依而被郡印章候者也

明治八年一月五日

安芸国安芸郡

熊野村西光寺

請掛 十四日 因講